

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)						
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガス並びに越境起源による大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、人の健康の保護と生活環境の保全を図るための基礎資料である大気環境の状況をより的確に把握するため、評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。						
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,871	2,171	2,377	2,285	2,082
		補正予算(b)	113	-	-	-	-
		繰り越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)		1,984	2,171	2,377	2,285	2,082
執行額(百万円)		1,514	1,654	1,994	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		
	①新成長戦略 ②知的財産推進計画2010		①平成22年6月10日 ②平成22年5月21日		①アジア経済戦略(日本の「安心・安全」党の制度のアジア展開) ②国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化		

測定指標	1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	「別紙のとおり」					100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	4 EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	93.0	93.4	93.2	96.4	集計中	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

	<p>○全国の一般環境大気測定局の達成状況については、おおむね改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れているが、二酸化窒素の自動車排出ガス測定局で環境基準が未達成の地点が残されている(平成21年度達成率:95.7%)。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低い。</p> <p>○EANET分析精度管理目標達成率が改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。</p> <p>○平成23年1月に中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会において「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」(中間報告)が取りまとめられ、これを受けて自動車NOx・PM法に基づく基本方針を平成23年3月に変更した。</p> <p>○中央環境審議会において「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」がなされた。本答申にてディーゼル重量車の2016年より適用される許容限度目標値を定めるとともに、排出ガス試験サイクルを世界統一試験サイクルとした。さらに、E10(バイオエタノール10体積%混合ガソリン)対応ガソリン車の排出ガス低減対策及びE10の燃料規格について答申がなされた。</p>
--	---

	<p>目標の達成状況</p>	<p>○平成22年10月15日に中央環境審議会大気環境部会において「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次報告)」が取りまとめられ、「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」等のリストの見直しを行うとともに、ヒ素及びその化合物に係る指針値を設定した。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、学識経験者、地方自治体、環境産業界及び国際協力関係機関等からなる検討会において、中国、ベトナム及びインドネシアでの協力事業の状況も踏まえ、我が国の技術の国際展開に向けた課題とそれらへの具体的方策を検討し、検討結果を「我が国の環境対策技術等の国際展開に係る戦略」として取りまとめた。また、これまでに収集した各国の環境汚染の状況や法制度、環境対策技術のニーズ等に関する情報を整理し、環境省ウェブサイトに掲載した。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、水質については、本土及び沖縄県内の計13施設・区域で排水処理施設及び公共用水域のモニタリングを実施し、大気については、本土及び沖縄県内の計2施設でボイラー施設及び廃棄物焼却炉のモニタリングを実施した。</p> <p>○地方自治体や事業者等における効果的な大気汚染の防止の取組が促進されるよう、平成22年5月に改正された大気汚染防止法に、事業者による自主的な公害防止の取組の促進を規定した。また、研修等を通じて人材の育成及び情報・意見交換を行った。</p> <p>○新たな公害防止管理方策の調査検討と公害防止取組促進のための仕組み作りについて検討を行った。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチの普及のため、中国及びインドネシアとの二国間協力にてコベネフィット事業の実現可能性調査を行った。また、アジア・コベネフィット・パートナーシップを設立した。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>		<p>○新たにPM2.5に係る環境基準が設定されたこと、光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低いこと及び海外から我が国への越境移流が指摘されていることなどから、今後取組を強化していく。</p> <p>○光化学オキシダントや微小粒子状物質に係る取組として、国内における常時監視網の整備等を通じた知見の集積とともに、国際的取組を通じた対策も必要であり、今後とも対策の検討を進める。</p> <p>○この他、酸性雨等の越境大気汚染や黄砂についても、「EANETの強化のための文書」や「環境協力を係る日中韓三カ国共同行動計画」等に基づいて国内外の取組を進めていく。</p> <p>○自動車NO_x・PM法対策地域内の大気環境基準達成状況は改善傾向にあり、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について大気環境基準はおおむね達成されているものの、大都市部を中心に未達成局が存在していることから、引き続き自動車排出ガス対策を推進する。</p>
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○エタノール10体積%混合ガソリンの規格を定める。自動車の排出ガス規制においては、ディーゼル特殊自動車について、平成26年から、ディーゼル重量車について平成28年から次期排出ガス規制を導入する。また、二輪自動車の次期排出ガス規制、乗用車の排出ガス試験法の国際調和について、欧州の動向を踏まえながら検討を進める。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業について、今後は、二国間協力事業を引き続き推進するとともに、多国間の場を活用したパッケージアプローチの知見・経験の共有、アジア共通の技術実証・認証制度の構築に向けた検討を進める。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策について、今後は、施設ごとの調査回数を見直すことにより、調査する施設・区域の数を増やすなど、より網羅的な調査を実施できるよう調査計画を策定することが必要。</p> <p>○国と地域が連携を図りつつ、大気環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な大気汚染の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成を行うとともに、さらなる密接な情報交換や意見交換を行っていく必要がある。</p> <p>○実効ある公害防止管理体制及び統合的な公害防止の在り方に関する海外での先進事例についての整理と地域ぐるみの公害防止取組促進のための検討を踏まえて、新たな公害防止管理方策について検討していく。</p> <p>○コベネフィット・アプローチの推進については、今後、二国間協力等によるモデル事業の実施及び各国の状況やニーズに合った分野等での調査検討を行っていく必要がある。</p>

		<p>○東日本大震災の被災地において、アスベスト等のモニタリングを実施し、環境汚染の人の健康への2次被害の防止や被災地の生活環境に対する住民不安を解消に努める必要がある。</p> <p>○アスベストについては、モニタリングの結果に基づき、石綿が含まれた廃棄物の処理方法の徹底等の飛散防止対策を講じるとともに、防じんマスク着用の周知徹底等のばく露防止対策を推進する必要がある。</p> <p>また、囲い込みを実施していた建築物で、震災により石綿が露出・落下した等の問題があり、関係機関で情報共有し、対応を検討する必要がある。</p>
--	--	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第九次報告)」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする健康リスク中央環境審議会大気環境部会総合専門委員会を平成22年5月より3回開催し、また、大気環境部会を平成22年8月より2回開催し、審議を行った。 ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について」(中間報告)の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会を平成22年9月より3回開催し、審議を行った。 ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス専門委員会を平成20年5月より8回開催し、また、専門委員会の下で起草等を行う作業委員会を平成20年3月より16回開催し、審議を行った。 ・学識経験者、地方自治体、環境産業界及び国際協力関係機関等の専門家等による「日本モデル環境対策技術等国際展開検討会」を平成21年度に設置し、中国・ベトナム・インドネシアを対象国として各国の環境の現状や技術ニーズを調査し、制度や人材とパッケージで我が国の環境汚染対策や環境測定の技術をアジア諸国に戦略的・体系的に展開させていくための方策について検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)
---------------------------	---

担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	粕谷 明博 山本 光昭 西本 俊幸 上河原 献二	政策評価実施時期	平成23年6月
-------	-------------------------------------	--------	-----------------------------------	----------	---------

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン
 イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	目標年	目標値
①ア	99.8	99.8	99.8	99.6	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	93.0	89.5	99.6	98.8	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0.1	0.1	0.1	調査中	-	100
カ	97.1	99.3	99.8	99.8	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	99.7	100	100	100	調査中	-	100
②ア	90.7	94.4	95.5	95.7	調査中	-	100
イ	92.8	88.6	99.3	99.5	調査中	-	100
ウ	3.7	3.3	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100
③ア	83.7	90.6	92	92.9	調査中	-	100
イ	92.1	92.5	99.5	100	調査中	-	100

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。					
達成すべき目標	自動車・航空機・新幹線騒音等に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善、ヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	408	366	388	337	134
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰り越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	408	366	388	337	134
執行額(百万円)	392	349	350			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(抜粋)	

測定指標	1 騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	79.3	80.9	80.5	81.4	調査中	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	85.4	88.0	89.8	90.6	調査中	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	71.6	73.8	76.0	74.4	調査中	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値
年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度	
-		41.4	42.2	43.1	47.3	調査中	100	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。</p> <p>○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況はそれぞれ74.4%、47.3%と長期的には改善傾向にある。</p> <p>○騒音・振動に係る苦情件数は近年減少傾向にあるが、工場・事業場や建設作業騒音以外に係る苦情が増加していること、建設作業振動に係る苦情が全体の6割程度と依然高い水準で推移していること、自動車騒音に係る苦情は、おおむね横ばいであることから、今後とも必要な対策を図っていく必要がある。</p> <p>○悪臭に係る苦情件数は近年減少傾向にあるが、サービス業に係る苦情件数は前年度より増加しており、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。</p> <p>○自動車単体対策について、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態を調査するとともに、騒音の規制手法の抜本的見直しについて検討を行った。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、注目度の高い街区での集中的かつ一体的な対策等の実施を推進した。</p> <p>○光害対策の一環でもあるスターウォッチング参加者数は、21年度は9,889人、22年度は8,556人と減少傾向にある。</p>
------------	---

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○騒音については、従来の規制的手法と合わせて、騒音ラベリング等の情報的手法のような規制以外の手法による騒音対策の推進を図る。また、風力発電施設からの騒音・低周波音については測定・評価・予測方法の確立を目指すとともに、一般の低周波音の苦情に適切に対応するため、地方公共団体職員を対象とした講習会を開催する。</p> <p>○交換用マフラーについて、平成21年4月に開始された認証制度の強化の検討を行う。また、タイヤ単体騒音規制を導入するとともに、加速走行騒音規制の抜本的な見直しについて、欧州の動向を踏まえながら検討を行う。</p> <p>○発生源が住民の生活と密着している近年の悪臭問題について、臭気対策マニュアルの充実、講習会の開催等を通じ、従来の「規制」に加え、「協力(非規制的手法)」を強化する。また、簡易な嗅覚測定法を普及促進することで、苦情受付時の機動性向上を図る。</p> <p>○地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。</p> <p>○スターウォッチングの参加者が減少傾向にあるので、啓発方法を変更・強化することにより、増加に転じさせる。</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会を開催し、審議を行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省) 各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大気環境課大気生活環境室 総務課環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大村 卓 西本 俊幸 上河原 献二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年 6月</p>
--------------	---	---------------	------------------------------------	-----------------	----------------------

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<p>○環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討のための調査を実施した。</p> <p>○地方自治体や事業者等における効果的な水質汚濁の防止の取組が促進されるよう、平成22年5月の水質汚濁防止法の改正において、事業者による自主的な公害防止の取組の促進、汚水の流出事故時の措置の範囲の拡大等を行った。また、研修等を通じて人材の育成を行った。</p> <p>○アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」において、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで6地区10箇所で実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。</p> <p>○水環境の保全を図るため、水問題の現状や課題を把握し、環境省として取り組むべきことを平成22年7月に水環境タスクフォース報告書として取りまとめるとともに、今後の水環境保全の在り方について検討を行い、平成23年3月に最終報告書を取りまとめた。</p> <p>○6次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減。東京湾、伊勢湾及び大阪湾では、水環境改善に向けた一層の取組が必要である一方で、大阪湾を除く瀬戸内海については、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直された。第7次水質総量削減については、平成22年3月の中央環境審議会答申「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の設定方法の検討及び告示を行った。</p> <p>○海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施し、活動支援を通して里海づくりの手引書を作成した。(H20:4海域、H21:6海域、H22:3海域)</p> <p>○瀬戸内海の環境保全に係る人材育成のための取組を行うとともに、今</p> <p>○中国との水質総量削減制度導入に向けた共同研究の結果、中国の第</p> <p>○ロンドン条約1996年議定書の採択に伴って平成19年4月から導入され</p> <p>○漂流・漂着ごみ対策については、平成21年7月に成立した海岸漂着物</p> <p>○工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が</p> <p>○平成17年3月に経済産業省と合同で策定した「微生物によるバイオレ</p>

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進めるほか、排水規制対象の考え方を整理する必要がある。</p> <p>○環境保全上健全な水循環の確保に向け、昨年度作成した事例集を普及し、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する必要がある。</p> <p>○水環境保全活動の促進のために、引き続き普及啓発事業を展開するとともに、活動指導者の育成を図る必要がある。</p> <p>○多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る必要がある。</p> <p>○国と地域が連携を図りつつ、水環境の保全を担う体制の確保を図り、効果的な水質汚濁の防止の取組が促進されるよう、引き続き、研修等を通じた人材の育成等を行う必要がある。</p> <p>○アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む必要がある。</p> <p>○総量削減基本方針の策定及びこれに基づく関係都府県の総量削減計画の策定等が速やかに行われ、第7次水質総量削減が早期に開始されるよう調整を進める。また、発生負荷量調査等について今後も継続的に把握し、総量削減の効果を的確に把握し、富栄養化が解消されつつある海域について、適切な負荷量目標の設定を行う必要がある。</p> <p>○地域の里海づくりをさらに推進するために、里海の優良事例の情報を集約して情報提供していくとともに、里海創生の人材育成とネットワーク作りを行っていく必要がある。</p> <p>○今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理を受け、瀬戸内海環境保全基本計画の改定等といった具体的取組が必要である。</p> <p>○中国との共同研究の成果を活用し、更なる東アジア諸国における海域の環境改善を進める必要がある。</p> <p>○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染、海底下CCSによる海洋環境への悪影響等が今後も懸念されることから、引き続き適切な海岸漂着物の回収・処理を実施して</p> <p>○改正水質汚濁防止法の施行に向け、地下水汚染未然防止のための</p> <p>○最新のバイオレメディエーションの現状、欧米諸国における類似制度、</p> <p>○東日本大震災の被災地において、水質等のモニタリングを実施し、環</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の水環境保全の在り方について、平成21年9月に「今後の水環境保全に関する検討会」を設置し、平成23年3月に最終報告書を取りまとめた。 ・中央環境審議会「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会総量規制基準専門委員会を平成22年6月より6回開催し、審議を行った。 ・平成23年3月に海岸漂着物対策について専門的な知見からの助言を得るため、海岸漂着物対策専門家会議を開催した。 ・中央環境審議会「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会を平成22年9月より5回開催し、審議を行った。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度 公共用水域水質測定結果(環境省)
----------------------------------	---

担当部局名	総務課環境管理技術室 水環境課 水環境課閉鎖性海域対策室 水環境課海洋環境室 土壌環境課地下水・地盤環境室	作成責任者名	西本 俊幸 吉田 延雄 富坂 隆史 森 高志 宇仁菅 伸介	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	---	--------	---	----------	-------------

各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/リットル]※COD は、75%値

			指標年度					目標値 (現行計画)	
			H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H22年度	
霞ヶ浦	西浦	COD	9.3	9.7	9.8	10	調査中	8.2	
		T-N	1.3	1.3	1.6	1.3		0.92	
		T-P	0.11	0.12	0.12	0.11		0.10	
	北浦	COD	9.4	9.8	10	11		7.6	
		T-N	1.0	1.2	1.4	1.2		0.86	
		T-P	0.11	0.14	0.17	0.13		0.090	
	常陸利根川	COD	8.9	9.6	9.7	9.7		7.4	
T-N		0.84	1.1	1.2	0.97	0.84			
T-P		0.097	0.11	0.12	0.10	0.074			
印旛沼		COD	10	12	9.6	9.8	調査中	8.9	
		T-N	3.0	2.4	2.6	2.7		2.7	
		T-P	0.12	0.14	0.11	0.11		0.10	
手賀沼		COD	9.6	9.7	9.1	10	調査中	8.5	
		T-N	2.9	2.5	2.6	2.4		2.6	
		T-P	0.15	0.16	0.15	0.14		0.15	
琵琶湖	北湖	COD	2.5	2.9	3.0	3.0	調査中	2.9	
		T-N	0.30	0.27	0.26	0.27		0.30	
		T-P	0.007	0.007	0.008	0.008		現状維持	
	南湖	COD	3.7	4.3	4.3	4.7		4.2	
		T-N	0.31	0.31	0.26	0.26		0.33	
T-P	0.015	0.015	0.013	0.011	0.018				
児島湖		COD	8.0	7.9	8.1	7.5	調査中	7.5	
		T-N	1.3	1.3	1.3	1.0		1.2	
		T-P	0.21	0.21	0.21	0.18		0.17	
諏訪湖		COD	7.4	6.2	6.8	6.0	調査中	H	4.8
		T-N	0.74	0.78	0.81	0.81		23	0.65
		T-P	0.050	0.048	0.045	0.050		現状維持 向上	
釜房ダム貯水池		COD	2.6	2.2	2.3	2.5	調査中	H	2.5
		T-N	0.66	0.51	0.53	0.53		23	0.60
		T-P	0.018	0.014	0.017	0.018		0.016	
中海		COD	5.9	5.6	6.0	5.9	調査中	H	5.1
		T-N	0.54	0.60	0.47	0.51		25	0.46
		T-P	0.054	0.072	0.060	0.059		0.046	
宍道湖		COD	4.8	6.2	6.1	5.5	調査中	H	4.6
		T-N	0.52	0.52	0.49	0.48		25	0.49
		T-P	0.045	0.056	0.056	0.040		0.039	
野尻湖		COD	1.8	2.0	2.3	2.4	調査中	H	1.5
		T-P	0.005	0.007	0.005	0.005		25	現状維持 向上
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	10	8.1	6.9	7.0	調査中	9.4	
		T-N	0.71	1.2	0.74	0.71		0.93	
		T-P	0.090	0.097	0.090	0.070		H	0.067
	西部承水路	COD	12	9.5	10	8.8		24	9.5
		T-N	0.81	1.1	0.92	0.87		1.4	
T-P	0.064	0.064	0.061	0.056	0.077				

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	71	78	72	77		100
	—	95	97	97	98		100
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	67	67	67	67		100
	—	100	67	67	67		100
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	68	63	74	68		100
	—	67	67	50	83		100
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	—	44	56	56	56		100
	—	43	57	86	43		100
赤潮の発生件数(瀬戸内海、有明海、八代海の順)[件] 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
	20	94/29/15	99/41/24	116/29/14	104/34/16	○/35/14	—
	—	—	—	—	—	—	—

赤潮の発生件数(瀬戸内海)の平成22年度実績値(“○”と表記)は未発表(平成23年度内に公表予定)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全						
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。						
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。また、農用地、ダイオキシン類土壤汚染対策地域について、対策事業を実施し、地域指定の解除を進める。						
施策の予算額・執行額等	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	634	533	531	415	195
		補正予算(b)	-	-	-	-	-
		繰り越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	634	533	531	415	195	
執行額(百万円)	493	392	400				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(抜粋)		

測定指標	1 土壤汚染対策法に基づく要措置区域における汚染の除去等の措置の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	-	-	-	-	-	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	85	85	85	87		100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	60	80	100	100	100	100
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>○平成22年4月1日から施行されている改正土壤汚染対策法の運用状況を踏まえ、同法の着実かつ円滑な施行を図るための検討を行った。これに基づき必要な省令改正作業を実施中。</p> <p>○農用地土壤汚染対策地域については、平成21年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、87%に当たる5,702haが地域指定を解除されている。(平成22年度の数値については、12月頃取りまとめ予定)</p> <p>○平成22年5月中央環境審議会土壤環境審議会において、カドミウムに係る土壤環境基準(農用地)及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて答申を得た。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域については、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>○平成22年4月より全面施行された改正土壤汚染対策法及び平成23年夏に改正予定である同法施行規則を円滑に施行するため、十分なフォローアップが必要。また、水に関する環境基準等の改正を踏まえ、土壤環境基準等の検討が必要。</p> <p>○平成22年5月の中央環境審議会の答申を受け、農用地土壤汚染防止法に基づく農用地の土壤及び米に係るカドミウムの測定方法の見直し及び精度管理の指針の検討を行う。</p> <p>○土壤のダイオキシン類に係る環境基準は、諸外国で得られたデータをもとに直接摂取による暴露リスクの観点だけで設定されていることから、水域経路でのダイオキシン類の暴露リスクについて評価を行う。</p> <p>○東日本大震災の被災地において、土壤のモニタリングを実施し、被災地における土壤汚染の現状を把握するとともに、土壤汚染による人の健康への2次被害の防止に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	・中央環境審議会「カドミウムに係る土壤環境基準(農用地)及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて」の取りまとめに当たり、学識経験者を委員とする土壤農薬部会農用地土壤環境基準等専門委員会を平成22年12月に1回開催し、また、土壤農薬部会農用地土壤小委員会を平成22年2月より3回開催し、審議を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 農用地土壤汚染防止法の施行状況(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	土壤環境課	作成責任者名	牧谷 邦昭	政策評価実施時期	平成23年 6月
-------	-------	--------	-------	----------	-------------

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策						
施策の概要	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画(改訂作業中)を策定する。全ての地点で環境基準を達成する。 農薬について、市場に出回る前の安全性審査を行うとともに、農薬の安全かつ環境に配慮した使用を確保するための指導や調査を実施する。						
達成すべき目標	ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画(改訂作業中)を策定する。全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、農薬登録保留基準を速やかに設定するとともに、農薬の環境リスクの新たな評価・管理手法の開発を行う。						
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	314	283	254	199	177
		補正予算(b)	-	-	-	-	-
		繰り越し等(c)	-	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	314	283	254	199	177
執行額(百万円)		245	265	216	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)		

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量削減率(g-TEQ)	基準値	実績値					目標値
		15年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度
		372~400	289~317 (H15年 比20.7~ 22.3%削 減)	286~307 (H15年 比23.1~ 23.2%削 減)	215~223 (H15年 比42.2~ 44.2%削 減)	158~161 (H15年 比57.5~ 59.7%削 減)	集計中	316~340 (H15年 比約15% 削減)
		年度ごとの目標値						
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値
		年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	年度
		-	大気100 公共用水域 水質97.9 公共用水域 底質99.7 地下水質 99.9 土壌100	大気100 公共用水域 水質97.5 公共用水域 底質99.5 地下水質 99.7 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.4 公共用水域 底質99.6 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域 水質98.8 公共用水域 底質99.5 地下水質100 土壌100	集計中	100
		年度ごとの目標値						
3 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度	
	0	1	17	56	101	132	300	
年度ごとの目標値								

目標の達成状況	<p>○平成21年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約59%減少しており、順調に削減が進んでいる。平成22年も平成15年比で15%以上削減を達成する見込み。また、平成21年の全国の環境調査結果では、大気・地下水は100%、その他もおおむね環境基準を達成している。</p> <p>○農薬については、平成22年度、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準を新たに31農薬について設定したが、累計では132農薬となっており、目標は達成できなかった。</p>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策はきわめて有効であったと考えられるが、今後は、水質、底質等の環境基準100%達成に向けた取組が課題である。</p> <p>○平成19年5月にストックホルム条約(POPs 条約)の第3回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会等に対し発生源情報や対策手法に関する情報提供等を行い、今後の各国の施策検討に資する。</p> <p>○臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、国際動向に係る情報収集などを進め、POPs条約COP5で決議された作業プログラムに応じて、条約事務局に情報提供等を行い、臭素系難燃剤等の廃絶プログラムへの協力を進める。</p> <p>○農業登録保留基準は、農業製造者等からの申請を受けて、設定するものであり、申請受付後速やかに処理してきたものの、当初の想定を大きく下回る申請数だったため、目標数と実績値の乖離が生じた。今後は適切に目標を設定することとしたい。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を委員とする中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>水・大気環境局総務課 ダイオキシン対策室 農薬環境管理室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>水野 理 西嶋 英樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年 6月</p>
--------------	---	---------------	-----------------------	-----------------	---------------------